

春日井市国民健康保険
運営協議会資料

国民健康保険事業の状況について

令和元年 7月 26日 開催

目 次

1	被保険者等の状況	1
2	医療費の状況	3
3	保険税率等の状況	5
4	課税の状況	7
5	保険税の収納状況	9
6	特定健診等の実施状況	10
7	平成30年度国民健康保険特別会計決算見込	12

1 被保険者等の状況

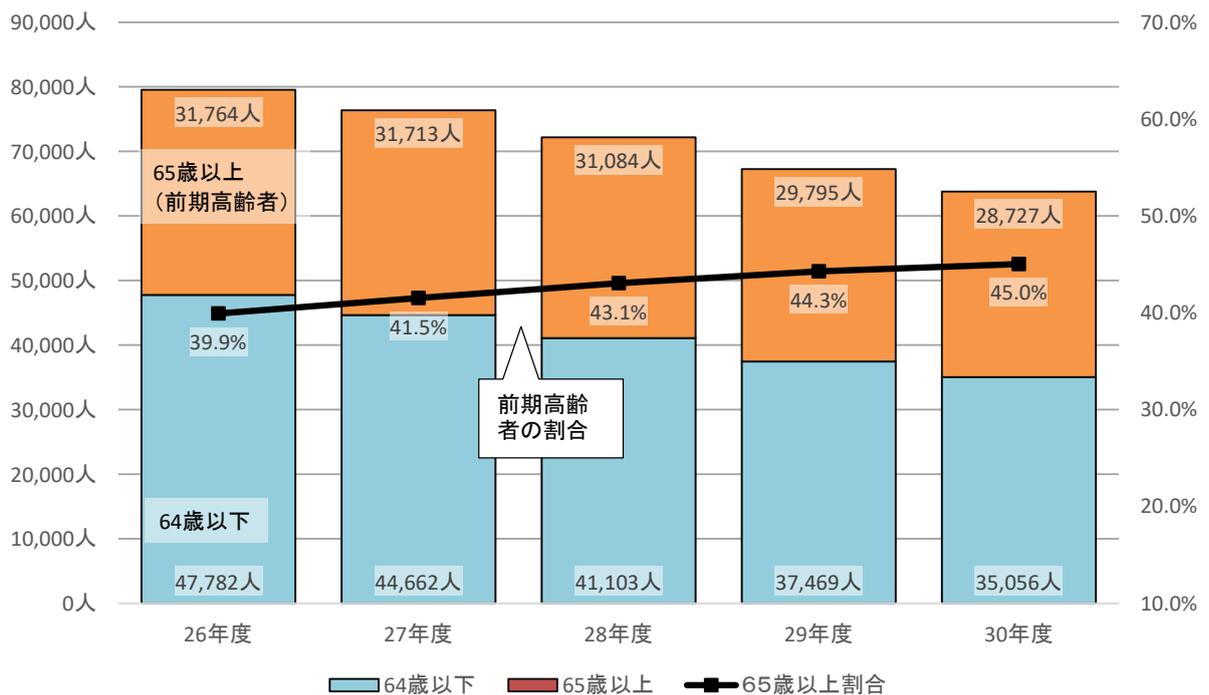
(1)被保険者数・世帯数

被保険者の全体数は年々減少する一方で、一人当たりの医療費が高い65歳から74歳までの前期高齢者が全体に占める割合は増加している。

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年3月末
平均世帯数 (件)	46,290	45,195	43,609	41,493	40,034	39,157
平均被保険者総数(人)	79,546	76,375	72,187	67,264	63,783	61,892
一般被保険者	77,056	74,526	70,978	66,589	63,492	61,788
うち前期高齢者	31,764	31,713	31,084	29,795	28,727	27,920
退職被保険者	2,490	1,849	1,209	675	291	104

※退職者医療制度は、高齢者医療制度創設に伴い平成26年度末に廃止されたが、26年度までに退職をした65歳未満の者を対象として制度を存続する経過措置がとられている。

被保険者数及び前期高齢者の割合



(2)被保険者増減内訳

75歳に到達し、後期高齢者医療制度に移行する者が年々増加している。平成30年度は社会保険離脱者が社会保険加入者より多くなった。

(人)

増		転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期離脱	その他※	計
	26年度	2,479	9,520	218	372	3	2,625	15,217
	27年度	2,440	9,330	217	334	6	2,191	14,518
	28年度	2,235	8,818	221	313	9	2,235	13,831
	29年度	2,230	8,495	148	272	5	2,297	13,447
	30年度	2,126	8,742	167	231	5	3,290	14,561

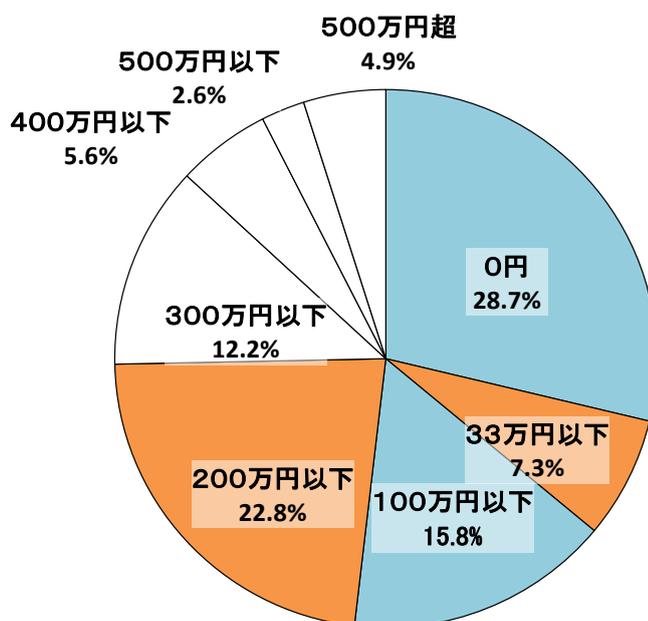
減		転出	社保加入	生保開始	死亡	後期加入	その他※	計
	26年度	2,205	8,440	343	496	2,903	2,993	17,380
	27年度	2,331	9,442	282	422	3,306	2,366	18,149
	28年度	2,206	9,865	292	413	3,632	2,409	18,817
	29年度	2,122	8,965	260	373	3,380	2,544	17,644
	30年度	2,003	8,048	254	364	3,439	3,596	17,704

※ 住登外者や、遡っての資格喪失など他の事由にあてはまらないもの

(3)加入世帯の所得

所得200万円以下の世帯が全体の約4分の3を占めている。

加入世帯の所得階層別割合(平成30年度)



2 医療費の状況

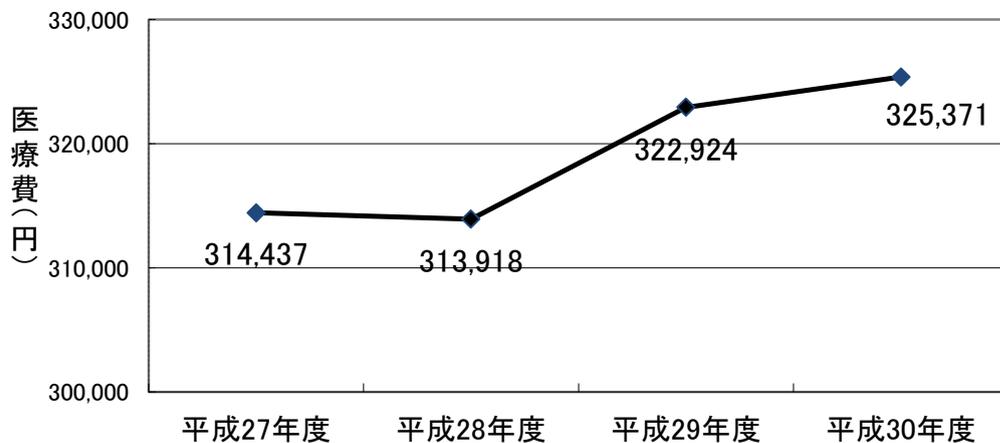
(1) 医療費の推移

一人当たりの高額療養費は、医療技術の高度化や被保険者の高齢化によって依然として増加傾向にある。ただし、被保険者数は年々減少しているため、平成30年度の医療費や高額療養費の総額は減少となった。

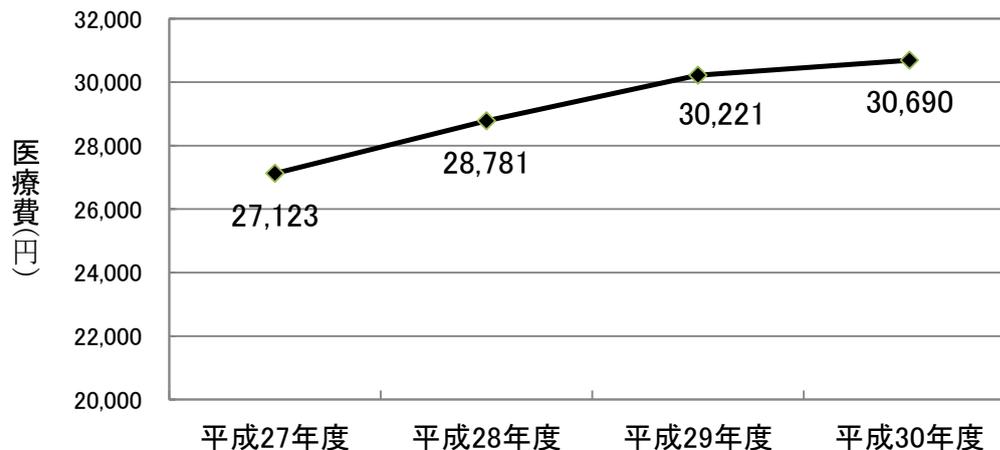
区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	医療費	前年度比 (%)						
総医療費(百万円)	24,015	3.0	22,661	▲ 5.6	21,721	▲ 4.1	20,753	▲ 4.5
高額療養費総額(百万円)	2,072	11.1	2,078	0.3	2,033	▲ 2.2	1,958	▲ 3.7
1人当たり医療費(円)	314,437	7.2	313,918	▲ 0.2	322,924	2.9	325,371	0.8
1人当たり高額療養費(円)	27,123	15.7	28,781	6.1	30,221	5.0	30,690	1.6

※一人当たり医療費は、年度平均被保険者数を基に算出。

年間一人当たり医療費の推移



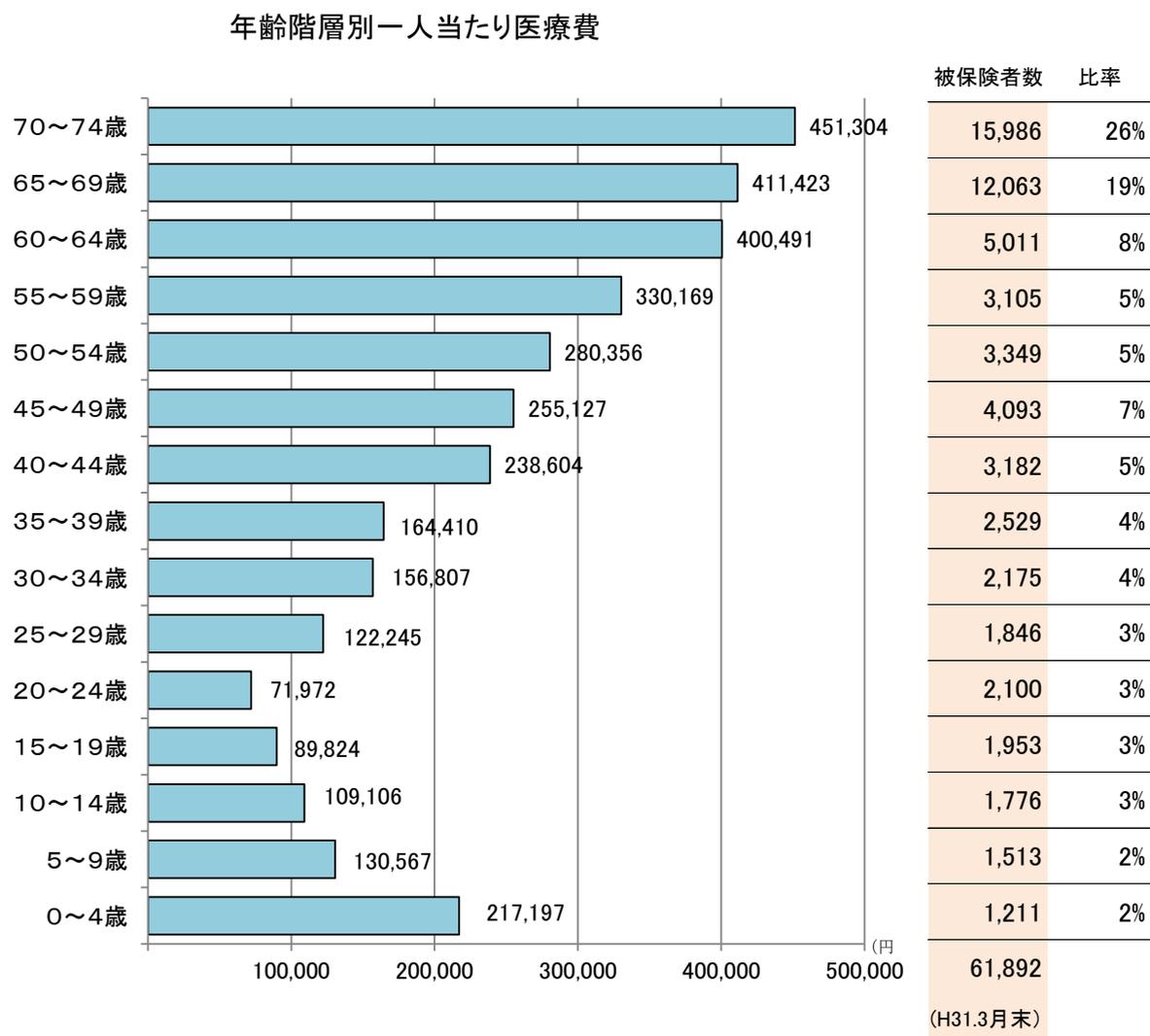
一人当たり高額療養費総額の推移



(2) 年齢階層別の医療費

一人当たり医療費は、0歳から20歳代前半までは徐々に減少し、20歳代後半から徐々に増加。50歳代後半で30万円、60歳代では40万円を超え、70～74歳では45万円強になっている。

なお、一人当たりの医療費が最も高い70～74歳は、最も低い20～24歳に比べて約6.3倍の額となっている。



3 保険税率等の状況

(1) 税率

国民健康保険財政運営の県単位化に伴い、令和3年度の資産割廃止に向けた段階的な改定を行う。

年度		令和元年度		令和2年度	令和3年度
区 分		税 率 等	改定時期	税 率 等	税 率 等
医療保険分	所得割	5.37%	令和元年度	5.64%	5.90%
	資産割	10.00%	令和元年度	5.00%	廃止
	均等割	24,500円	平成25年度	24,500円	24,500円
	平等割	22,000円	平成30年度	22,000円	22,000円
	課税限度額	580,000円	令和元年度		
後期高齢者 支援分	所得割	1.87%	令和元年度	1.94%	2.00%
	資産割	3.33%	令和元年度	1.66%	廃止
	均等割	9,900円	平成25年度	9,900円	9,900円
	平等割	9,000円	平成20年度	9,000円	9,000円
	課税限度額	190,000円	平成29年度		
介護保険 2号分 (40～64歳)	所得割	1.30%	令和元年度	1.40%	1.50%
	資産割	3.33%	令和元年度	1.66%	廃止
	均等割	9,700円	平成25年度	9,700円	9,700円
	平等割	6,000円	令和元年度	6,000円	6,000円
	課税限度額	160,000円	平成28年度		

※資産割: 土地、家屋に係る固定資産税額に税率をかけて算出する
 均等割: 被保険者1人当たりの定額
 平等割: 1世帯当たりの定額

(2) 減額

低所得者の負担軽減のため、次の条件を満たす世帯については、均等割及び平等割の減額が行われる。

減額判定所得

区分	条 件	改 定 時 期
7割減額	33万円 以下	平成7年度
5割減額	33万円 + 28万円 × 被保険者数 以下	令和元年度
2割減額	33万円 + 51万円 × 被保険者数 以下	令和元年度

○ 国民健康保険税条例の保険税減額の規定の改定について

地方税法施行令の一部改正(平成31年政令第87号。平成31年4月1日施行)に伴い、国民健康保険税条例の保険税減額の規定を改定した。(第21条 平成31年4月1日施行)

国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額が軽減される低所得者の範囲を拡大するため、所得の判定基準額を引き上げる措置を講じたもの。

区 分		所 得 基 準
7割減額	改正なし	33万円 以下
5割減額	改正前	33万円 + <u>27万5000円</u> × 被保険者数 以下
	改正後	33万円 + <u>28万円</u> × 被保険者数 以下
2割減額	改正前	33万円 + <u>50万円</u> × 被保険者数 以下
	改正後	33万円 + <u>51万円</u> × 被保険者数 以下

4 課税の状況

調定額が年々減少しているのは、被保険者が減少していることが大きな要因となっている。平成30年度は税率改定により、資産割、平等割が引き下げられたため、1人当たり調定額が大きく減少している。令和元年度は、3年間で資産割を廃止する税率改定の初年度となっており、その影響で所得割額が増え、資産割が減少している。

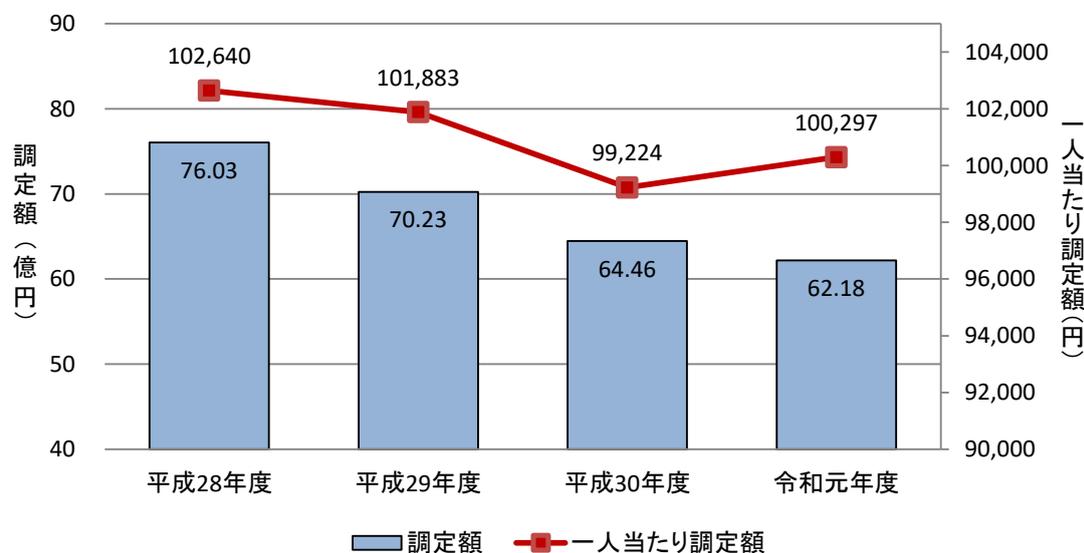
(1) 課税状況

(単位:千円)

項 目		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
応能割	所得割額	4,459,740	4,093,406	3,892,468	3,933,009
	資産割額	785,233	748,253	567,995	367,806
応益割	均等割額	2,844,990	2,648,548	2,487,041	2,375,726
	平等割額	1,609,505	1,523,422	1,332,990	1,274,003
合 計 額		9,699,468	9,013,629	8,280,494	7,950,544
限度額超過額		695,767	625,819	591,206	547,204
低所得者減額		956,114	927,300	870,965	838,528
その他の減額		444,411	437,287	372,760	346,893
調 定 額 (6月1日現在)		7,603,176	7,023,223	6,445,563	6,217,919
1人当たり調定額(円)		102,640	101,883	99,224	100,297

※「所得割」欄から「平等割」欄は、特定世帯に対する減額を反映済。
「その他減額」欄は、月割減額・失業者軽減額等。

調定額の推移



(2) 限度額超過世帯数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
限度額	85万円	89万円	89万円	93万円
限度額超過世帯数	2,568世帯	2,011世帯	1,882世帯	1,672世帯
限度額超過世帯割合	5.8%	4.8%	4.6%	4.3%
世帯数(4月1日)	44,345	42,296	40,515	39,157

※限度額は医療保険分、後期支援分、介護保険分の合計額

※限度額超過世帯数は医療保険分、後期支援分、介護保険分のいずれかを超過した世帯数

(3) 減額世帯数

被保険者数の減少に伴い減額世帯数は減少しているが、減額対象の基準の改正や、後期高齢者医療制度へ移行する被保の増加に伴う特定世帯の増加により、減額世帯の割合が増加している。令和元年度では59.2%の世帯が減額対象となっている。

(単位:件)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
7割減額世帯	9,970	9,741	9,524	9,263
5割減額世帯	5,185	5,210	5,236	5,088
2割減額世帯	5,232	5,017	4,786	4,625
計	20,387	19,968	19,546	18,976
特定世帯 ※	4,115	4,308	4,304	4,220
合計	24,502	24,276	23,850	23,196

※ 国保から後期高齢者医療に移行した者(特定同一世帯所属者)と同じ世帯で、国保被保険者が1人の世帯。医療分と後期高齢者医療に係る平等割が5年間半額となる。

減額世帯の割合



5 保険税の収納状況

平成30年度の現年課税分については、被保険者の減少の影響により、調定額は6.9%の減少、収納額は6.7%の減少となった。また、収納率は前年度に比べて0.2ポイント上昇した。

滞納繰越分については、税務署OB職員の配置による滞納処分体制の強化や国民健康保険推進員による納税勧奨による効果もあり、収納率は前年度に比べて0.26ポイント上昇した。

(単位:千円)

区 分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
現年課税分	調 定 額	8,301,957	7,893,560	7,494,052	6,935,566	6,458,653
	収 納 額	7,604,926	7,267,774	6,923,442	6,440,550	6,010,238
	不納欠損額	48	949	21	142	0
	収 納 率	91.60%	92.07%	92.39%	92.86%	93.06%
滞納繰越分	調 定 額	2,921,909	2,916,141	2,799,038	2,546,624	2,166,172
	収 納 額	320,070	395,844	423,049	391,354	338,565
	不納欠損額	347,168	310,025	376,422	463,607	318,157
	収 納 率	10.95%	13.57%	15.11%	15.37%	15.63%
全収納率		70.61%	70.90%	71.37%	72.05%	73.61%

6 特定健診等の実施状況

生活習慣病の予防を始め、早期発見・早期治療、重症化の予防を図るため、40歳から74歳までの方を対象に、特定健康診査、特定保健指導を実施している。

29年度、前期計画の計画期間満了に伴い、特定健康診査等実施計画(第3期)を策定し、同時期に策定したデータヘルス計画(第2期)と併せて、未受診者対策等を進めていく。

(1)実施目標 「春日井市特定健康診査等実施計画(第3期)」(平成30年3月策定)より

項目	年度					
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健診目標実施率	38.0%	41.0%	43.0%	45.0%	48.0%	50.0%
特定保健指導目標実施率	24.0%	27.0%	30.0%	33.0%	36.0%	40.0%

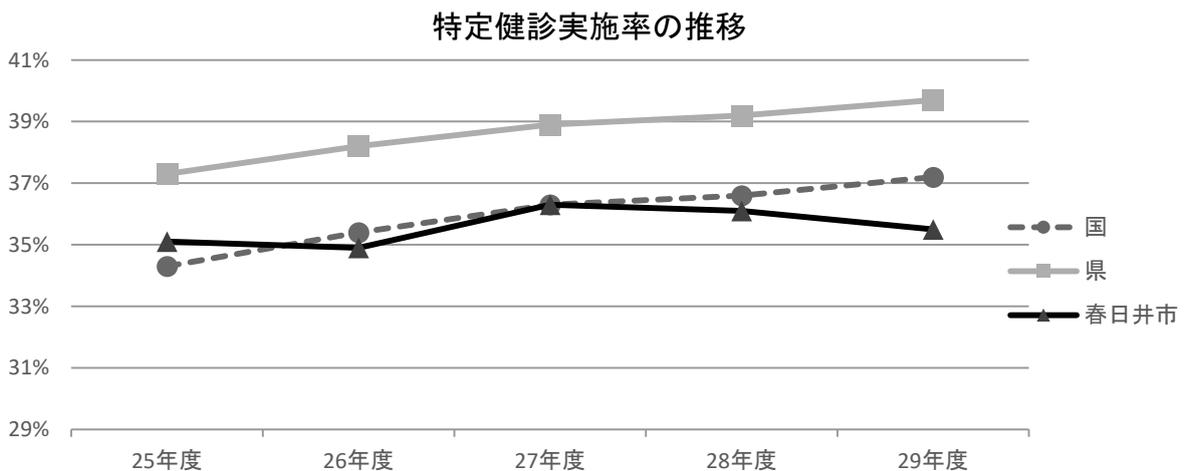
(2)受診状況

〔市町村国保特定健康診査〕 (法定報告ベース)

項目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度見込	前年度比	
春日井市	対象者数①	52,480人	52,381人	50,504人	47,432人	44,856人	43,256人	▲ 3.6%
	受診者数②	18,415人	18,284人	17,802人	17,127人	15,939人	15,015人	▲ 5.8%
	実施率③	35.1%	34.9%	35.2%	36.1%	35.5%	34.7%	▲ 0.8%
愛知県市町村国保の実施率	37.3%	38.2%	38.9%	39.2%	39.7%			
国の実施率	34.3%	35.4%	36.3%	36.6%	37.2%			
春日井市の目標実施率	35%	38%	42%	46%	50%	38%		

※ 「対象者数」は、4月1日から翌年3月31日まで国保に継続加入している方

※ 実施率③の算出方法は、(②÷①)×100

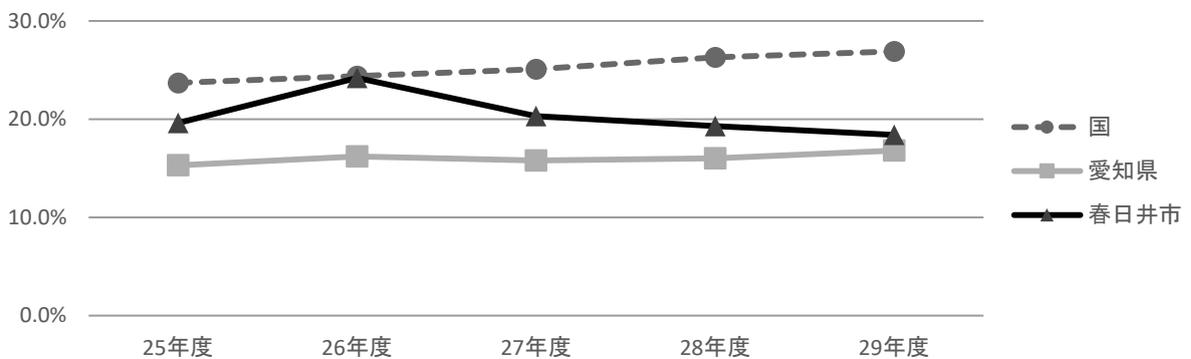


〔市町村国保特定保健指導〕（法定報告ベース）

項目		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度見込	前年度比
春日井市	対象者数							
	積極的支援④	357人	439人	424人	458人	373人	384人	2.9%
	動機付支援⑤	1,516人	1,577人	1,425人	1,419人	1,357人	1,338人	▲1.4%
	合計⑥(④+⑤)	1,873人	2,016人	1,849人	1,877人	1,730人	1,722人	▲0.5%
	保健指導利用者数⑦	367人	487人	376人	362人	319人	400人	25.4%
実施率⑧	19.6%	24.2%	20.3%	19.3%	18.4%	23.2%	4.8%	
愛知県の実施率	15.9%	16.2%	16.0%	16.0%	16.8%			
国の実施率	23.7%	24.4%	25.1%	26.3%	26.9%			
春日井市の目標実施率	20%	25%	30%	35%	40%	24%		

※ 実施率⑧の算出方法は、(⑦÷⑥)×100

特定保健指導実施率の推移(積極的支援+動機づけ支援)



※ 「対象者数」は、4月1日から翌年3月31日まで国保に継続加入している保健指導対象者

※ 「保健指導利用者数」は、4月1日から翌年9月30日まで国保に継続加入している保健指導利用者

(3) 受診率向上対策

年度	実施内容
平成25年度	特定健診が初めて対象者となる40歳への未受診勧奨訪問開始
平成26年度	特定健診未受診者への架電による受診勧奨及び未受診理由聞き取り実施
平成27年度	特定健診が初めて対象者となる40歳への未受診勧奨訪問（継続）
平成28年度	特定健診未受診者の年代を考慮した勧奨はがきを郵送
平成29年度	特定健診未受診者へのアンケート調査を実施
平成30年度	JR春日井駅のデジタルサイネージを利用した受診勧奨開始
令和元年度	保険医療年金課窓口でのDVD等を活用した啓発を実施

7 平成30年度国民健康保険特別会計決算見込

(1) 歳入

(単位:千円)

科 目	29年度決算	30年度決算見込	増減額	前年度比
1 国民健康保険税	6,831,905	6,348,803	▲ 483,102	▲ 7.1 %
2 県支出金	1,499,632	17,658,885	16,159,253	1077.5 %
普通交付金	新設	17,397,752	17,397,752	新設
特別交付金	新設	261,133	261,133	新設
3 繰入金	2,728,619	2,385,513	▲ 343,106	▲ 12.6 %
保険基盤安定繰入金	1,475,643	1,397,570	▲ 78,073	▲ 5.3 %
事務費等繰入金	38,411	69,302	30,891	80.4 %
出産育児一時金	71,918	65,408	▲ 6,510	▲ 9.1 %
財政安定化支援事業	71,657	68,102	▲ 3,555	▲ 5.0 %
その他繰入金	1,070,990	785,131	▲ 285,859	▲ 26.7 %
4 諸収入	630,956	110,710	▲ 520,246	▲ 82.5 %
5 繰越金	0	587,859	587,859	%
国庫支出金	5,764,146	廃止	▲ 5,764,146	廃止
療養給付費等交付金	216,023	廃止	▲ 216,023	廃止
前期高齢者交付金	8,147,158	廃止	▲ 8,147,158	廃止
共同事業交付金	6,748,204	廃止	▲ 6,748,204	廃止
財産収入	49	なし	▲ 49	なし
合 計	32,566,692	27,091,770	▲ 5,474,922	▲ 16.8 %

制度改正に伴い、国保特別会計の勘定科目に大幅な変更があり、総額が大きく減少した。また、被保険者数の減少に伴い、29年度決算額と比較し、保険税を始め多くの科目が減少した。

新設された科目について

2款 県支出金は、29年度までにも存在した科目であるが、内容が大きく変更となった。30年度からは給付した医療費の総額を普通交付金として、また、保険者の収納対策や疾病の重症化予防対策などの取り組みや経営努力を保険者努力支援等の特別交付金として交付されるものとなった。

廃止された科目について

国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金については、県単位化により国から県に交付され、国民健康保険事業費納付金の算定時に減算されているなどの理由で市に収入されなくなった科目などが廃止された。

(2) 歳出

(単位:千円)

科 目	29年度決算	30年度決算見込	増減額	前年度比
1 総務費	73,173	78,901	5,728	7.8 %
2 保険給付費	18,336,619	17,553,493	▲ 783,126	▲ 4.3 %
療養給付費等	16,173,659	15,472,920	▲ 700,739	▲ 4.3 %
高額療養費	2,037,183	1,965,161	▲ 72,022	▲ 3.5 %
出産育児一時金	107,877	98,112	▲ 9,765	▲ 9.1 %
葬祭費	17,900	17,300	▲ 600	▲ 3.4 %
3 国民健康保険事業費納付金	新設	7,970,818	7,970,818	新設
4 保健事業費	240,888	222,733	▲ 18,155	▲ 7.5 %
5 基金積立金	49	722,498	722,449	1474385.7 %
6 諸支出金	1,200,384	408,968	▲ 791,416	▲ 65.9 %
後期高齢者医療支援金	3,923,062	廃止	▲ 3,923,062	廃止
前期高齢者納付金	14,287	廃止	▲ 14,287	廃止
老人保健拠出金	70	廃止	▲ 70	廃止
介護納付金	1,330,631	廃止	▲ 1,330,631	廃止
共同事業拠出金	6,859,669	廃止	▲ 6,859,669	廃止
合 計	31,978,833	26,957,411	▲ 5,021,422	▲ 15.7 %

実質収支額	587,859	134,359	▲ 453,500
-------	---------	---------	-----------

歳入同様に勘定科目の変更により総額の減少があった。また、被保険者の減少により各科目の歳出額が減少した。

新設された科目について

3款 国民健康保険事業費納付金は愛知県が算定するもので、県内の被保険者全体でかかる医療費総額を推計し、国から交付される公費や、各市町村の所得水準、医療費水準等による調整がなされ、被保険者数で案分され決定した納付金を県に納入するもの。

廃止された科目について

後期高齢者医療支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金については、県単位化により、県単位で拠出するようになったものや、歳入同様に納付金算定時に加味されていることなどによって廃止された。